

第2章

改正企業会計基準24号

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の解説

企業会計基準委員会
アシスタント・ディレクター
企業会計基準委員会
専門研究員
宮治 哲司
岡 聖也

公開草案69号（企業会計基準24号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下、「公開草案」という）を公表して広く意見を求めた。

本会計基準は、公開草案に対してASBJに寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえで公表するに至ったものである。

本会計基準の概要

(1) 本会計基準が扱う範囲

ASBJは、本会計基準の開発にあたり、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととした。

ここで、改正前企業会計基準24号では、「会計方針」の定義を定め、会計方針の変更に関する取扱いを定めている。そのため、本会計基準は、「関連する会計基準等の定めが明らか

【この章のエッセンス】

- 特定の会計事象等について会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計方針に関しても、財務諸表の理解に必要であれば重要な会計方針として注記する。
- 専ら表示および注記事項を定めた会計基準も未適用の会計基準等に関する注記の対象となる。

はじめに

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）は、2020年3月31日に、改正企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「本

会計基準」という）を公表⁽¹⁾した。本会計基準は、2009年12月に公表された企業会計基準24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「改正前企業会計基準24号」という）を改正するものである。

本稿では、本会計基準の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、必ずしもASBJの公式見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

(1) 本会計基準の全文については、ASBJのウェブサイトに (https://www.aab.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards/y2020/2020-0331-03.html) を参照してください。

本会計基準公表の経緯

本会計基準は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用

した会計処理の原則および手続に係る注記情報の充実のため、改正前企業会計基準24号に対して所要の改正を行ったものである。ASBJが公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より依頼を受けて「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記情報の充実への対応について検討を行った過程で、わが国の会計基準等においては、取引その他の事象または状況に具体的に当てはまる会計基準等が存在しない場合の開示に関する会計基準上の定めが明らかでなく、開示の実態もさまざまであるといった違いがあることが見いだされた。

これを受けて、ASBJは2019年10月30日に企業会計基準